

令和2年第11回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第11号)

招 集 年 月 日	令和2年11月25日		
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年11月25日9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和2年11月25日10時55分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小島 俊二	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	寺田 光浦里	○
	9	河本 穂津雄	○
10			
議事録署名委員	1 番	小島 俊二	
	2 番	河野 幸枝	

議長	<p>本日の出席委員は 9 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9 : 30)</p> <p>これより令和 2 年第 11 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 68 号から議案第 79 号について事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p> <p>(提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 68 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案ページは 1 ページと 2、3 ページです。そして、参考として写真をお配りしております。</p> <p>11 月 19 日に、■■■さん立ち会いのもと、調査を行いました。現在、■■■さんは本議案の申請地を、この写真で言いますと、下の写真で家が見えますのが■■■さんの家で、その手前の赤線で囲ったところですが、畑としてすでに耕作をされております。ということで、■■■さんが高齢で後継者もないことから、隣接農地を合わせて■■■さんが購入し、耕作される計画です。</p> <p>■■■さんは農機具を所有されており、今回の申請地を含めた耕作面積が下限面積以上であり、また、農作業に常時従事されております。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 68 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 68 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 68 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第68号は申請のとおり承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第69号について、3番委員より説明をお願いいたします。
3番委員	今回、初めてなので、どのようにしたらいいのか。
事務局	そうですね。この前、資料をお配りしたのですが、現地確認はされましたかね。
3番委員	いや、してないです。資料は送られてはきたんですが、調べるのかどうかは聞いてないので。
事務局	そうですか。申請がありましたら、その担当区域の農業委員さんに申請書等の写しを配らせてもらってます。この度、申請地が遊谷というところだったので、その担当委員の3番委員さんに申請書等の写しを送らせてもらったんですよ。前回、事務局の方から説明付きの資料を皆様に配付していて、それをもとに説明をとということをお願いはしていたのですが、どうでしょうか、継続審議というかたちにして、次回の総会で審議しましょうか。
議長	今すぐにどうこういう案件じゃないよの。
事務局	そうですね。転用案件ではないので。事務局から申請者に対して経緯を説明しておきます。
議長	それでは、継続審議ということで委員の皆様、よろしいでしょうか。
	(全員異議なし)
議長	それでは、継続審議ということにさせていただきます。
議長	続いて、議案第70号について、4番委員より説明をお願いいたします。
4番委員	<p>議案第70号について説明させられます。議案書7ページの議案第70号及び8、9ページの現地地番図をご覧ください。</p> <p>11月14日、申請者の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんは、一人暮らしで80歳、現役でパート勤めをしておられ、畑、田んぼ仕事にも精を出されております。</p> <p>今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であります。また、周辺の農地利用に影響を与えることはございません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>それでは、議案第 70 号について、審議に入ります。 議案第 70 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 70 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 70 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 71 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案第 71 号について説明します。10 ページから 13 ページをご覧ください。 11 月 22 日、申請人の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました。■■■■さんは申請地を以前より耕作されており、引き続き耕作されます。一部休耕地がありますが、草刈りなど維持管理を行い農地として使える状態にしたうえで果樹などを植える予定とのことです。 農機具も所有され、農作業に常時従事されております。また、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断します。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 71 号について、審議に入ります。 議案第 71 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 71 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 71 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 72 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案第 72 号について説明します。14 ページから 16 ページをご覧ください。 11 月 18 日、申請者代理人の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました。本事案は、申請人の■■■■さんによる墓地への転用事案です。申請人の■■■■</p>

	<p>さんは、遠方にあるお墓を自宅のそばへ移転されます。</p> <p>事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 72 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 72 号について質疑はありませんか。</p>
1 番委員	<p>これは、墓地埋葬法の許可の見込みはあるんですか。</p>
事務局	<p>そうですね。墓地埋葬法の方も許可見込みで、現在は申請中の段階です。</p>
1 番委員	<p>了解です。</p>
議長	<p>その他、質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 72 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 72 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 73 号について、1 番委員より説明をお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>議案第 73 号の説明をします。</p> <p>現地調査を行い、19 ページの図面があるんですが、黒く塗ってある部分が申請地で、現地調査しましたところ、周りはすべて休耕田及び耕作されていない畑です。唯一、 以下が水稻耕作されておりました。そういった中で、水田耕作地及び近隣地の所有者に確認しましたところ、事業者の方から太陽光パネルを設置するという説明がありました。ということで、了解をされとると。なので、特に水利とか、そういったことに影響はないと思われま。</p> <p>事業規模も適切で、周辺の営農条件に支障を生じるおそれはないと思われるのですが、一つ、申請書で自己資金を 余り使ってというかたちだったのですが、実際は、借入金を ということなので、自己資金じゃなく、借入れということです。証明書はあるものの不安があるのですが、確実に実施するということでございましたので、許可できるものと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 73 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 73 号について質疑はありませんか。</p>

7番委員	これ、譲受人は、事業者でよろしいですか。
1番委員	当初、別の合同会社が経済産業省の認定を受けていたんですけど、それが立ち行かなくなり、■■■さんという方が個人でやられるということになり、このことについては、経済産業省の認定の変更の許可が下りてました。
7番委員	だから、個人としてということですよ。
1番委員	そうです。
6番委員	横に墓地があるんですが、墓地には当たっらんのですかね。
1番委員	墓地には当たっておりません。
6番委員	日当たりも関係ないということですよ。
1番委員	日当たりは非常にいいところですが、実際に、墓地に太陽光を設置したから影響が出るものではないと思われま。
議長	その他、質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第73号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第73号は申請のとおり承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第74号について、5番委員より説明をお願いいたします。
5番委員	議案第74号について説明します。20ページから22ページをご覧ください。 11月22日、申請人の■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました。本議案は、議案第71号の関連議案です。申請にはすでに農業用倉庫が建っており、■■■さんは引き続き農業用倉庫として利用されます。 事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断します。 なお、本件は、無断転用であるため、始末書を提出されております。 審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それでは、議案第74号について、審議に入ります。 議案第74号について質疑はありませんか。

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第74号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第74号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第75号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書は23ページ、24ページ、25ページです。先ほどの写真をご準備ください。</p> <p>譲渡人の■■■さんは、高齢で遠方に住まわれており、申請地の管理が困難なため、■■■さんが無償で譲り受け、転用する事案となっております。■■■さんは、隣接する、写真で見ただけであれば、下の写真で白い囲ってある部分なのですが、すでに資材置場として利用されております。ここが狭くなってきたため、進入路の確保しやすい、ほぼ隣接した今回の申請地を資材置場として利用することです。</p> <p>事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第75号について、審議に入ります。</p> <p>議案第75号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第75号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第75号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第76号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案ページ26ページ、図面ページ27、28ページ、そして、同じく写真をつけております。</p> <p>11月24日に、■■■さん立ち会いのもと、現地調査をさせていただきました。山中にある墓を近くに移転する事案であり、申請地は、■■■さんのご両親がおられる家の前であり、便利のよい場所に移転されるものです。譲渡人の方も畑としての管理が行き届かないということから、譲渡するものです。</p> <p>本事案も事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じ</p>

	<p>るおそれもないと認められることから、許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 76 号について、審議に入ります。 議案第 76 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 76 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 76 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 77 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 77 号の説明をさせていただきます。この案件は、安芸太田町長より、安芸太田農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。内容については、資料 1 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>今回、農村生活の利便性の向上を図るため、携帯電話基地局用地として、社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる倉庫、駐車場、進入路、庭園、車庫、墓地、山林、池沼、農機具倉庫、資材置場用地として、農用地区域から除外したいとの申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、及び同施行令第 3 条の規程により、関係機関の広島市農業協同組合、太田川森林組合、及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。</p> <p>農振農用地からの除外についての要件は、まず 1 点目に、当該変更に係る農地を農地以外の用途にすることが適当であって、他に代替地がないと認められること。2 点目に、当該変更により、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という 2 つの要件が満たされるかを審議していただきたいと思えます。</p> <p>2 ページから 4 ページをご覧ください。位置番号 1 番の携帯電話基地局が 15 m²、2 番の駐車場が 473 m²、3 番の倉庫、駐車場が 1,045 m²、4 番の進入路、庭園が 849 m²、5 番の倉庫、車庫が 55 m²、6 番の墓地、進入路が 124 m²、7 番の駐車場が 879 m²、8 番の駐車場が 1,914 m²、9 番の山林が 925 m²、10 番の通路、階段が 1,167 m²、11 番の池沼が 3,963 m²、12 番の駐車場、農機具倉庫、資材置場が 534 m²、合計 12 件で 11,943 m²となっています。</p> <p>位置図、図面等につきましては、位置番号 1 番が 14 から 17 ページ、2 番が 18 から 21 ページ、3 番が 22 から 25 ページ、4 番が 26 から 29 ページ、5 番が 30 から 33 ページ、6 番が 34 から 37 ページ、7 番が 38 から 41 ページ、8 番が 42 から 45 ページ、9 番が 46 から 49 ページ、10 番が 50 から 53 ページ、11 番が 54 から 57 ページ、12 番が 58 から 61 ページに、それぞれ添付しております。</p>

議長	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ちょっと休憩しよう。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは、議案第 77 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 77 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 77 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 77 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 78 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 78 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。資料 2 をご覧ください。</p> <p>この資料は、空き家バンク登録物件に附属する農地の登録解除届出書です。この資料の 1 番に記載の大字加計字清水原 ■■■ 番地、■■■ 番地、■■■ 番地の 3 筆の農地につきましては、先月開催の農業委員会総会で、議案第 63 号の農地法第 3 条の規定による許可申請において審議されており、許可となっております。議案第 63 号の案件は、この 3 筆の農地を空き家物件と合わせて売買しようとするために所有権移転の 3 条申請を行ったものであります。そして、当該申請が許可となり、それぞれの売買が完了したことから、この資料に記載の農地が空き家バンク登録物件に附属する農地という条件を満たさなくなったため、登録の解除を届け出られております。解除の理由としては適当であると認められるため、次のページに記載のとおり削除としております。</p> <p>裏面以降に係る告示の変更案について審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 78 号について、審議に入ります。</p> <p>議案第 78 号について質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>補足説明で、裏の告示案についてなのですが、平成 30 年 10 月 1 日に農業委員会の中で、別段面積の基準を一部引き下げようということで、元々、安芸太田町の下限面積は 10a で 3 条申請の許可要件としていたのですが、これを空き家バンクとセットになっている農地については、下限面積を 10a から 1a に引き</p>

	<p>下げて 3 条申請の許可を可能としております。その一覧がこの資料に記載の農地となっております。なので、こちらに記載の農地は、すべて空き家バンク登録物件と合わせて登録されている農地となっていて、空き家バンクに登録されている物件とセットで売買される場合には、下限面積の引き下げが適用されます。ただし、空き家バンク物件とは関係なく、農地のみでの売買であります。下限面積の引き下げは適用されません。農地のみでの売買となりますと、通常の農地法 3 条の申請と変わりはありませんので。</p>
1 番委員	<p>この一覧の中に本議案の農地があったんだが、今回はその農地が外れるということか。空き家バンクと売ってしまったということか。</p>
事務局	<p>そうです。前回の農業委員会の中で 3 筆が許可になりまして、これが空き家とセットの所有権移転ということでありましたので、ここに記載の関係する農地すべてがその条件から外れて適用されなくなるということです。なので、登録解除の必要があるということです。</p>
7 番委員	<p>だから、その、あれですよ。鳥屋ですか。あそこは載ってるんですよ。</p>
事務局	<p>そうです。その鳥屋も載っています。</p>
事務局	<p>購入者が選んでなかったってことですよ。鳥屋については。</p>
事務局	<p>そうです。購入者が鳥屋の農地については購入の対象外としたのですが、空き家バンクとセットで登録している農地については、清水原と鳥屋のすべてです。今回は、清水原の 3 筆のみを空き家とセットで購入することなのですが、鳥屋の農地についても清水原の農地についても空き家とセットという条件から外れるために、下限面積要件が通常の状態に戻るとということです。なので、登録の解除が必要ということです。</p>
7 番委員	<p>所有者については。</p>
事務局	<p>変わらないです。鳥屋については。でも、清水原については、購入者へ名義が変わることとなります。</p>
1 番委員	<p>空き家物件の条件に合わなくなったんで対象にならんということか。</p>
事務局	<p>そうです。なので、すべて登録解除です。</p>
1 番委員	<p>清水原ってどこにあるん。</p>
事務局	<p>川登の橋を渡ったところです。養魚場の近くですね。養魚場の川を渡った先にあります。鳥屋は川の手前ですね。</p>

議長	<p>その他、質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第78号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第78号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第79号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第79号の説明をさせていただきます。令和3年度安芸太田町農業施策に対する建議書の提出についてです。資料3をご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、例年通りですと、9月、10月の農業委員会総会で議事として挙げ、審議し、11月の農業委員会総会で承認決定するという流れです。しかし、今年は安芸太田町農業委員会の改選の年であり、9月と10月がちょうど改選の時期でありましたので、本議案を議事として挙げておりませんでした。この資料は、昨年度の建議書ですが、一部修正を行った案となっております。語句の修正、訂正その他変更すべき点がございましたら、ご意見等いただければと思います。</p> <p>なお、今年は十分な審議ができていない中での建議書とはなりますが、来年以降はどの点を強調して建議していくかなど、十分な審議を行ったうえでの建議書としていく予定です。</p> <p>以上で、議案第79号の説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第79号について、審議に入ります。</p> <p>議案第79号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>これについては、事務局からも説明のありましたように、町に対して審議的にはなかなか難しい面があつて、間に合わんように思いますが、みなさんどう思われますか。</p>
1番委員	<p>予算要求は12月いっぱいまでよの。</p>
議長	<p>12月いっぱいです。</p>
1番委員	<p>私が思ったのは、来年度以降にまたあるんだけど、この2番にある担い手の確保、育成対策について、7番委員さんがやっとなるようなハウスとか、そういった若い人に対する町の方からの支援策を、来年度以降はね、要求した方がいいように思っております。結構土地を借りたりして利子なんかを払ったりする</p>

	<p>よね。あれをどういう風に上の方へ伝えて支援できるかを考えるべきだと思います。それと、他の農業者の方がおられるじゃないですか若い方で、この方々に対する支援をやっておられる他市町の例もあるので、そこらを具体的に挙げて、実際に従事されとる方の意見を農業委員会の方で聴いて、そういった支援があればできるのかと聴きたいし、ひろしま活力農業なんかも、どんどん増えれば良いというわけだと競争があったり販路の問題があったりする、そういった問題をどういう風に支援できるのかというのを一年かけて議論できたらと思います。それと、できれば実際に町長や議長などと一緒の場で建議できればと思います。</p>
議長	<p>今、1番委員さんが言っておられたように、直談判ができていなかった経緯がありますので、町長や議長に直接面談で要望できればと思っております。次年度への予算要求については、先ほど言ったように、間に合わないということがございますが、特別に何か提案等ございましたら、他の委員さんからも言っていただければと思います。</p>
1番委員	<p>7番委員さん、例えば、ハウスなんかでどういったことが一番困ると。これから運営するのに。わしはもう十分よというのか、こういった支援があればというのか。</p>
7番委員	<p>これから運営するのに、施設等々の補助ですよ。単町の予算がなかなか十分ではなかったので、国庫等使わないと無理なんですけども、単町補助だけでも何百万か出せるものがあれば、結構融通が利くじゃないですか、単町なら。融通の利く補助っていうのを作ってもらえればなと思います。これは町内農業者ども一緒の考えだと思うんですよ。なかなか今、補助っていうのが無くなってきたので、そこを単町でできるのであればお願いしたいですね。</p>
議長	<p>立ち上げの時の補助は十分あるんだが、拡大するときの補助がないよの。</p>
7番委員	<p>そうですね。何千万というものであればあつたりするんですけど、何百万というものであれば無いものがよくありますんで。</p>
1番委員	<p>補助もなかなか全額補助というものは無いので、事業者の負担を軽減するという意味では積極的に予算要求すべきだと思うよ。査定で落ちたとしても上げ続けていかんと通るものも通らんとするよ。今回の当初予算には、産業振興課として農業者の意見を聴いて、要求だけでも上げていくべきだと思う。査定する者はそういう具体的な話にならん。なんで、こうやって言い合いよりだけじゃなかなか進まんので、さっき言われた補助の案を出して、利子なり融資なりの貸付の補助、何年間のとか具体的に上げていくべきだろうと思います。以上です。</p>
3番委員	<p>鳥獣害被害についてですけれども、筒賀の加工場の活用がどの程度されて、それがどのようにお金に変わっているのかと、あと、津浪の旧小学校に</p>

	<p>■ というジビエの会社が入っています。その辺とのタイアップをして安芸太田町で捕れたものをそこに販売して売っていただくという方法、それから、今、自分が実際に免許を持っているので、色々試しているんですけど、まず、くくり罠ができないので、箱罠などでしか対応できなくて、でも、それでは難しいのと、個人的に箱罠を買うということになると、個人に頼ることになるので、その辺の予算ですよね。その辺の予算をつけてその対策について、要は捕ったものをお金に換えるシステム作りとか、筒賀の加工場の活用の方法、そういったところを具体的に形を作っていければという風に私自身は考えているんですけども。それについて検討してもらえたらと思います。</p>
6 番委員	<p>今、おっしゃったのもそうだと思うんですが、捕獲強化という意味では、行政としてもしっかりと県の方に要望書を出してもらって、しっかりと捕獲できるような対策をと思います。なんでもうちちょっと予算を取ってもらって、電柵にしても縛りがあったりするんで、もうちょっと柔軟な格好でやってもらって予算化してほしいけどね。</p>
1 番委員	<p>加工場はそんなに稼働してないんじゃない。</p>
7 番委員	<p>結局、あれですよ。私なんか穴ですけど、穴から筒賀へ行って処理してっていったところで、時間かかるじゃないですか。地元でやった方が早いですよ。</p>
議長	<p>今、1 番委員さんやら 3 番委員さんが言ってくれたが、その分をここへ反映できんのかの。だが、来月ということなんで。</p>
7 番委員	<p>いや、今回はこのままでいいんじゃないですか。</p>
1 番委員	<p>これに合わせて事務局が予算要求するんよ。</p>
3 番委員	<p>一つ、地域おこし協力隊という制度もうまいこと活用すれば予算を国からいただけるというのを聞いております。先ほどの穴の件も、一人専属でつくなどすれば問題ないと思われま。那須に今、住まわれている方で、専属でやられている人もいますので、そういった地域の人材もうまく活用していければ、いいかたちができるのではないかなと思います。</p>
議長	<p>今、いろんな意見が出ましたが、建議書としては今の案のままでいくということで、ここに事務局として予算要求の際に付け足していくという格好でよろしいでしょうか。このことに異議はありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、議案第 79 号は案のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 79 号は案のとおり承認決定いたしました。
議長	次に、報告事項に入ります。 事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明を 2 点させていただきます。 まず、1 点目は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 6 件出ております。資料 4 をご覧ください。初めに、1 件目は、1 ページ目と 2 ページ目になりますが、上殿の ■■■ さんによります相続の届出になります。続いて、2 件目は、3 ページ目と 4 ページ目になりますが、中筒賀の ■■■ さんによります相続の届出になります。続いて、3 件目は、5 ページ目と 6 ページ目になりますが、中筒賀の ■■■ さんによります相続の届出になります。続いて、4 件目は、7 ページ目と 8 ページ目になりますが、津浪の ■■■ さんによります相続の届出になります。続いて、5 件目は、9 ページ目と 10 ページ目になりますが、上殿の ■■■ さんによります相続の届出になります。最後に、6 件目は、11 ページ目と 12 ページ目になりますが、中筒賀の ■■■ さんによります相続の届出になります。それぞれ、届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、記載のとおりです。いずれの届出も記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 次に、2 点目は、農業委員の再募集の結果についてご報告いたします。資料 5 をご覧ください。農業委員の再募集は、令和 2 年 11 月 2 日から令和 2 年 11 月 20 日までの期間で行いました。この再募集に対して 1 名の応募があり、応募者がこちらの資料に記載の ■■■ さんです。性別は女性、年齢は 62 歳、職業は兼業の農業、経歴は平成 31 年 3 月 31 日まで安芸太田町役場の職員として務められておりました。農業経営は、耕作面積が 43.5a、主な作物が水稻と野菜です。認定農業者には該当しておらず、応募の理由としては、農業委員会活動に尽力したいということです。こちらの ■■■ さんについて、農業委員としての評価を行うため、昨日、農業委員候補者評価委員会を開催し、適任であると評価されましたので、令和 2 年 12 月 4 日から開催の安芸太田町議会定例会に同意案件として上程いたします。今後は、議会より同意されましたら、町長からの任命という流れになります。 以上で、報告事項の説明を終わります。
議長	報告事項について質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。
議長	これをもちまして、本日提案した議案の議案第 69 号以外は、すべて承認決定されました。

議案第 69 号につきましては、継続審議として、後日審議いたします。
これで、令和 2 年第 11 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 55)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

1 番委員

2 番委員